

平成30年

第3回市議会定例会 議案第5号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）
の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「（第12条の4に規定する地域手当を除く。次項において同じ。）」を「の月額，初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当」に改め，同条第2項中「地域手当の月額」の後ろに「，初任給調整手当の月額ならびに寒冷地手当の月額」を加える。

附 則

この条例は，平成30年11月1日から施行する。

（提案理由）

勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため